

認証の詳細

<水中マスク>

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

表 2 : 検査設備基準

表 3 : 型式区分 (ロット認証と共通)

表 4 : 型式確認申請手数料

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

表 6 : 型式確認試験の有効期限

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限 (ロット認証と共通)

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

表 11 : ロット認証の申請手数料

表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

製造設備	技術上の基準
<p>1. ゴム切断設備</p> <p>2. ゴム成形設備</p> <p>3. 仕上げ設備</p> <p>4. 組立設備</p> <p>ただし、ゴム切断設備及びゴム成形設備により製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると製品安全協会が認める者から当該部品の供給を受ける者であって製品安全協会が認める者は、当該設備の一部又は全部を備えることを要しない。</p> <p>※ゴム切断及びゴム成形の一部又は全部は、適切に管理していることを前提に外注することが可能です。</p>	<p>1. 適切にゴム切断ができること。</p> <p>2. 適切にゴム成形ができること。</p> <p>3. 適切に仕上げをできること。</p> <p>4. 適切に組立ができること。</p>

表 2 : 検査設備基準

検査設備	技術上の基準
1. 耐衝撃性試験設備	1. 鋼製巻尺又は金属製直尺 (1,300 mmまで測定できるもの)、鋼球 (JIS B1501 (昭和 50 年) 玉軸受用鋼球に規定する呼び 7/8 のもの)、試験台 (JIS T8152 (昭和 47 年) 防毒マスク図 2 に規定する標準人頭に準じたもの) 及び架台 (基準確認方法 2 (1) に規定する自由落下ができるもの) を備えていること。
2. ガラス製透視部破碎試験設備	2. 金属製直尺 (20mm まで測定できるもの) 及び粉碎試験機 (基準確認方法 2 (2) に規定する性能を有するもの) 及び透視部保持装置 (確実に保持できるもの) を備えていること。
3. 水密性試験設備	3. 試験台 (マスクを水平に保持できるもの)、水そう (基準確認方法 3 (2) に規定する性能を有するもの) 及び金属製直尺 (25mm まで測定できるもの) を備えていること。
4. 耐久性試験設備	4. 試験台 (JIS T8152 (昭和 47 年) 防毒マスク図 2 に規定する標準人頭に準じたもの)、重すい (14kg のもの及び 2kg のもの) 及び繰り返し試験機 (基準確認方法 4 (2) に規定する性能を有するもの) を備えていること。
5. オゾン劣化試験設備	5. オゾン劣化試験装置 (JIS K6301 (昭和 50 年) 加硫ゴム物理試験方法 1.6.3 に規定するもの) を備えていること。
6. 耐しよく性試験設備	6. 化学天びん (感量が 100 mg 以上のもの) 及びビーカー (容量 100m リットル以上のもの) を備えていること。
7. 毒性分析試験設備	7. 化学天びん (感量が 1 mg 以上のもの)、温水そう (温度 40°C±2°C 以内に維持することができるもの) 及び

<p>ただし、耐衝撃性試験、耐久性試験、オゾン劣化試験又は毒性分析試験については、試験技術の状況により試験することが適切であると製品安全協会が認める者に定期的に当該試験を行わせている者であって、製品安全協会が認める者は、当該試験設備を備えることを要しない。</p> <p>また、該当する検査設備を要しない製品のみを製造する場合は、その検査設備を備えることを要しない。</p>	<p>分光光度計（ダブルビーム装置及び記録装置付きのもの）を備えていること。</p>
---	--

表 3 : 型式区分 (ロット認証と共通)

要素	区分
透視部の材質	(1) ガラス製のもの (2) プラスチック製のもの
透視部の数量	(1) 1個のもの (2) 2個のもの (3) その他のもの
締碎	(1) 金属製のもの (2) プラスチック製のもの (3) ないもの
付属品	(1) あるもの (2) ないもの

表 4 : 型式確認申請手数料

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請手数料 44,000 円/型式 (税抜 40,000 円/型式) ※ 外国からの送金時は、税抜の手数料です。 	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。


表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

名称	送付先	検査試料の数
型式確認試験の申込先	<p>一般財団法人化学物質評価研究機構 <東京事業所 高分子技術部></p> <p>〒345-0043 埼玉県北葛飾郡杉戸下高野町 1600 TEL : (0480) 37-2601 FAX : (0480) 37-2521</p> <p><大阪事業所></p> <p>〒577-0011 大阪府東大阪市荒本北 1-5-55 TEL : (06) 6744-2022 FAX : (06) 6744-2052</p>	1 個 / 型式

表 6 : 型式確認試験の有効期限

適合日より 2 年間

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。</p> <p>台紙の寸法は 9mm × 15mm です。</p> <p>最小交付単位は 50 枚です。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>表示を行うためには、Web からログイン後「SG マーク表示数量</p>

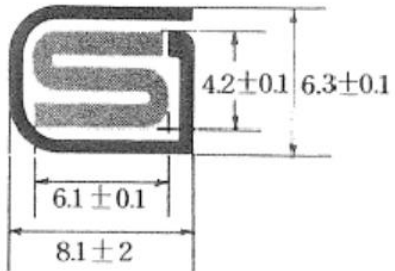
	申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。
自社表示方式	<p>製品本体の表面又は裏面に図 2 に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <p style="text-align: right;">単位 mm</p>  <p style="text-align: center;">図 2 自社表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寸法：A を 100 としたときの比率で表しており、A は 8.1mm ± 2 です。 ・ 色彩：二色又は単色とする。 <p>※ 図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>指定の方法により製品に SG マークを表示し、原則 1 ヶ月毎に表示実績を報告してください。</p> <p>このとき同時に表 8 に示す手数料額を振り込んでください。</p> <p>報告は、Web からログインし、「SG マーク表示数量申請」からお願いします。</p>

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	2.2 円/個 (税抜 2 円/個)	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch
	<p>※ SG ラベルの送付先が外国の場合には、別途送料が必要です。</p> <p>※ 外国からの送金の場合、税抜の手数料です。</p>	

		Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT
--	--	--

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

購入日より 2 年間

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

申請 窓口	一般財団法人化学物質評価研究機構	
	ロット 認証の 申請先	<東京事業所 高分子技術部> 〒345-0043 埼玉県北葛飾郡杉戸下高野町 1600 TEL : (0480) 37-2601 FAX : (0480) 37-2521
		<名古屋事業所> 〒5466-0858 愛知県名古屋市昭和区折戸町 4-1 TEL : (052) 761-1185 FAX : (052) 762-6055
		<大阪事業所> 〒577-0011 大阪府東大阪市荒本北 1-5-55 TEL : (06) 6744-2022 FAX : (06) 6744-2052

表 11 : ロット認証申請手数料

窓口	手数料	振込先
一般財団法人日本車両検査協会	① 4.4 円/個 (税抜 4 円/個) ② 同等性検査に要する旅費 (委託検査機関の規程に基づく額)	委託検査機関が案内する方法によりお支払い願います。

・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

表示方式	表示方法
------	------

<p>協会支給ラベル方式</p>	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。</p> <p>台紙の寸法は 37mm×37mm です。</p> <div data-bbox="804 434 1123 622" data-label="Image"> </div> <p>図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>
<p>自社表示方式</p>	<p>製品本体の表面又は裏面に図 2 に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <p style="text-align: right;">単位 mm</p> <div data-bbox="730 1122 1123 1391" data-label="Image"> </div> <p>図 2 自社表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寸法：A を 100 としたときの比率で表しており、A は 8.1mm ±2 です。 ・ 色彩：二色又は単色とする。 <p>※ 図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>自社表示する場合、SG マーク使用規程（ロット認証自社印刷事業者用）第 4 条に記載の情報が必要となりますので、電子ファイルでご準備をお願いします。</p> <p>WEB - OneDrive (sharepoint.com)</p>

【作成・改正履歴】

2021/6/1：新規作成